表題 第2回富士宮市農林漁業再生可能エネルギー活用協議会

日時 : 2019/8/26(月) 13:00~14:20 場所 : 富士宮市役所 111.112.113 会議室

出席者 : 構成員 27 名中 21 名出席

傍聴人 行政:10 名 一般:8名

合計:18 名

資料 : 次第、席次表、質問書要約、回答、スケジュール(案)、質問書

1. 決定事項

作業部会を開催し、スピードアップを図る

2. 課題事項

3. 宿題・課題

4. 打ち合わせ内容

会長である副市長が挨拶を行い、議長に選任された。

- (1)提案事項の質疑内容について
 - ①市への質問事項について、事務局が回答説明。
 - (ア) バイオマス発電所の希望建設場所について

長瀞調整池ということは、人穴区第5町内向陽地区を想定しているのか。町内には話をしているのか(人穴区長)

- ⇒計画が策定されてから説明に伺いたいと考えている(事務局)
- ⇒この事業は排水先がキーになるが、市としては「適地なのでは」程度になる。向陽地区に建設を限るというわけではなく、この先よりよい場所の提案があれば採用させていただきたい。地域の方には決まり次第説明させていただく。(会長)

分級図が複雑になっているので、もっと具体的な場所を示してほしい。最低限必要な面積もある。番地、 地図、面積をいただけるとありがたい(事業者 A)

- ⇒自然保全地域、防災水資源地域は分級図上できない。放流先という長瀞調整池なので、細かい場所まで絞り込んではいない。今後示す方針である。(事務局)
- ⇒農地の利活用や荒廃農地を条件に入れる可能性もある。ある程度作業部会の中で絞り込みを行っていきたい。現状では漠然とした回答しかできない(会長)
- (イ) 作業部会のスケジュールについて

質問なし

分科会→作業部会へ資料の文言修正

(ウ) プラントへの搬入物について

以前は一般廃棄物を受け入れてほしいとの要望があった気がするが、もっと詳しく示していただきたい。 (事業者 A)

⇒原則として、畜ふん尿としたいが、そちらの事業採算性もあるかと思われるので、朝霧区域内の農業・ 畜産由来のものであれば一般廃棄物でも受け入れられる、というのを考慮したい。(事務局)

受け入れる原材料について、作業部会で検討していくという方針でよいか。(事業者 A)

⇒作業部会で検討していく。(事務局)

(エ) 発酵済液の処理方針について

発酵済液の有効活用がなかった場合で、全量排水を事業計画で唄っているが、消化液がほしい農家がいたら提供させていただけたらと思っている。消化液の利用は不可能なのか。今の提案内容に問題があるのか。(事業者 A)

今まで液肥を利用していた農家からすると、この先どうすればよいのか不安になる(富士開拓農協農業者代表)

- ⇒消化液の利用を拒否しているのではなく、過剰な散布は厳しいと考えている。(事務局)
- ⇒プラントの処理能力 2000 頭規模、というのが齟齬を生むのかもしれない。あくまで朝霧地域の堆肥余剰分が乳牛換算で 2000 頭になるということ。(会長)

農家が余剰かどうかを判断することは難しい。農家がこの事業計画に参画する際は、全量の回収を要望すると思われる。当然今まで使用していた堆肥については、その分還元する予定(事業者 A)

液肥は広域流通にはそぐわないと思っているが、流通の見込みがあるのか(県畜産技術研究所統括官) ⇒山梨の果樹農家なら可能と感じる。それ以上の距離は正直考えられない(事務局)

(オ) 市の負担の許容範囲について 質問なし

(カ) 農家巡回について 質問なし

②関東農政局委員への質問について 関東農政局委員が説明回答 資料に沿って説明。

前提として、様々な事象を具体化したものが基本計画となる。作業部会で定量的な仕分けを、誰が見てもわかるように仕上げてください。行政のみで一方的で決めるのでなく、参加している方々で話し合って決定し、議事録に残していくことが大事になります。(関東農政局委員)

- (ア) この法律の特例処置は資料に標記のある法令だけか、または新たに特例措置となる法令があるのか 質問なし
- (イ) 特例措置のない個別法の規制は処理方針を基本計画に定めるべきか、切り離すのか

基本計画の認可をしたことが個別法の許可を得たものではないというのは理解できたが、個別法の許可が下りるかわからないものに対して計画を認可することに妨げるものがあるのか。(副会長)

⇒認可権者が市なら問題ない。県にある権限については、市がいくら基本計画を定めたところで違う。 特例措置はないが、協議会での決定事項ですという条件をもって県に届け出をすることはどこの協議会 も行っている。それをどうするかは県次第になる(関東農政局委員)

全員が情報を共有されることでスピードアップが図れるものが利点なのかなと感じる。地元の方の意見も取り入れながら市として政策決定の裏付けがある、ということが許認可庁に対しての PR になると思っている。必要な県協議については、早めに見通しを立てたいと考えている。(会長)

富士宮市は7割が市街化調整区域、原則的には建築物が建てられない。ただ、全てが不可というわけではなく、各法律で定められた条件に沿って、となる。その後押しは市の土地利用方針になる。難しい施設だが、再エネで事業性を発揮する。市街化調整区域に建てることが難しい中で、この協議会の中で解決

策を探っていきたい。場所としては朝霧高原ならどこでもよいとは言えない。農業地域であり、排水については、公共水域として造られた長瀞調整池が公共的には合理的な説明がつく場所なのではと感じる。行政、地元、事業者が同じテーブルの中で大きな方向性を決めながら、地元に説明等のケアを行っていきたい。(企画部長)

現在の朝霧にあるプラントは 11 億かかっていると聞いている。今回の事業計画によるプラントは 20 億と聞いている。競売しようとしているのは現状のプラントなのか。人穴区としては 8 月末を持って終了だと考えている。持続や競売も、何も聞いてはいないので困惑している。(人穴区長)

⇒市としても8月末を持って実証実験が終了、その後解体するものと考えている。競売については、環境省の施設なので、詳細については環境省になる。(事務局長)

3年後に取り壊すことを前提に事業を進めてきたが、プラントを欲しいと言っている民間企業がいると環境省が言っていた。原則取り壊しだが、競売なら応援することも可能だと聞いている。市としては8月をもって終了である。新しいプラントについては、新しい事業計画をもって、改めて地域の同意や手法について審査していく段取りとなる。(副会長)

実証プラントを建設したのは我々ではない。単純に 11 億で建設したものに掛け算をして算出したものではないことをご了承いただきたい。規模は牛ふん換算で 2000 頭分の処理能力のものになる。(事業者 A)

③事業者 A への質問について

資料に沿って回答説明

(ア)土地利用方針の確認について 質問なし

(イ) 県環境部による排水基準の見解について

廃棄物処理請負費をもらうとなると、産業廃棄物処理業の許可を取るのか。その場合、特定施設となるが、畜房施設と相反するのではないか(環境部長)

⇒生活環境課としては畜房施設で排水基準をあてはめてほしい、廃り課としては基本的には業、設置の許可を取る前提で話をしている。廃掃法、水濁法は古い法律なので、再生可能エネルギー法という文言はないため、新しい解釈として廃棄物処理施設兼畜房施設という要望を出している。県担当者にプラントの排水施設と脱水施設の仕様を渡して検討してもらっている。

消化液の扱いについて、液分と固形分の決まりがないので、県の捉え方によって展開が変わってくる。 まずこの協議会(作業部会)でこのプラントはこうだ、と決めていただくのも手法の一つと思っている。(事業者 A)

排水に関してはこのプロジェクトの肝となるので、作業部会で詰めていけたら、と考えている(環境部長)

④事業者 B への質問事項について

担当者欠席のため、事務局が質問は受け付けられないこと、本日朝に送付された旨を資料に沿って説明。

- (ア) 土地利用方針について
- (イ) 液肥使用方法、処理方針について
- (ウ) 環境省の払い下げについて
- (エ) 収支の予測について
- (オ) 2つの事業計画の策定について
- (カ) 立地の考え方について
- (キ)関係法協議について
- (ク) 国内の実績及び稼働状況について

⑤全体質疑

事業者 B と富士開拓農協との話が進んでいるように見えるが、検討できる状況まで到達しているのか。 地元の賛同を得ないと難しいと考えるが如何か(人穴区長)

⇒事業者 B からアプローチはされている。富士開拓農協が特別何かをしているわけではなく、事業者 B が提示してきた事業計画であり、開拓農協内で承諾されたものではない。(富士開拓農協参与代理) この件に関しては、開拓農協にも実現性についてヒアリングをしてみたいと考えている。その結果についてはこの協議会を通じて共有していく。(会長)

く次回打ち合わせ>

作業部会

日時 : 2019/9/12 (木) 13:00 ~

場所 富士宮市役所 111、112 会議室

第3回富士宮市農林漁業再生可能エネルギー活用協議会

日時:2019/10/21 (月) 9:30 ~場所富士宮市役所 510 会議室